

ベースアップ支援加算処遇改善について

令和6年4月1日 社会福祉法人 楽友会

特別養護老人ホーム白楽荘及びデイサービスセンターに勤務する職員に対し、令和4年9月から実施していた旧給与規程別表3における18について、処遇改善にかかる表記は令和6年4月の新給与制度施行に伴い別表から条文への表記となり、詳細は処遇改善の通知により行われる。支給内容詳細は今までのもと同様とし以下のとおりとなっており本年度以降も継続となっています。

令和4年2月～（処遇改善補助金扱い）運用開始

令和4年10月～（ベースアップ支援加算扱い）補助金の運用と同様継続（管理職を除き支給）

対象となる各事業所のベースアップ支援加算（実績額）を法人で合計集約する。

ベースアップ支援加算総額合計額から社会保険料分を差し引き、その差額を毎月1日付にて在籍している対象職員で分配を行う。

計算方法は、毎月既定の試算シートに基づき行う

支給対象職員は以下のとおり

- ・介護職員 試算シートによる計算 月額約8,000円～12,000円の見込 ※政府推奨額9,000円
- ・その他職員 試算シートによる計算 上記介護職員の月額約50%程度
- ・非常勤介護職員週20時間以上 月額3,000円
- ・非常勤介護職員週20時間未満 月額2,000円
- ・非常勤その他職員週20時間以上 月額2,000円
- ・非常勤その他職員週20時間未満 月額1,000円

※その他職員：相談員・機能訓練・栄養・看護師